

第3回仙北北部四か町村合併協議会

平成 15 年 2 月 21 日 午後 1 時

西木村総合開発センター 集会室

会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

協議案第 10 号

仙北北部四か町村合併協議会規約の一部を改正する規約について

協議案第 11 号

仙北北部四か町村合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程について

協議案第 12 号

協議会日程について

協議案第 13 号

合併基本項目について

4 閉 会

報告第10号

仙北北部四か町村合併協議会規約の一部を改正する規約について

仙北北部四か町村合併協議会規約(平成14年12月24日施行)の一部を次のように改正する。

題名中「仙北北部四か町村」を「仙北北部」に改める。

第1条中「中仙町、」を削り、「仙北北部四か町村」を「仙北北部」に改める。

第4条第1項第2号中「3名」を「2名」に、同条同項第3号中「4名」を「3名」に改める。

附 則

この規約は、平成15年2月21日から施行する。

協議案第11号

仙北北部四か町村合併協議会会議運営規定の一部を改正する規定について

仙北北部四か町村合併協議会会議運営規定(平成14年12月24日施行)の一部を次のように改正する。

題名中「仙北北部四か町村」を「仙北北部」に改める。

第1条中「仙北北部四か町村」を「仙北北部」に改める。

附 則

この規約は、平成15年2月21日から施行する。

協議案第12号

協議日程について

第4回会議 平成15年3月12日

協議案第13号

合併基本項目について

合併基本協定項目(素案)

項 目	調 整 案
1. 合併の方式	関係自治体を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
2. 合併の期日	平成 17 年 3 月末日以前とする。
3. 新市の名称	新市の地理的位置と地域的特性等を全国的にイメージできる名称とする。任意協議会で決定方法を協議し、法定協議会で決定する
4. 新事務所の位置	各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とする。 本庁舎の位置、分庁舎の役割分担等については、決定方法を任意協議会で協議し、法定協議会で決定する。
5. まちづくりのテーマ	観光産業を活かした北東北の拠点都市を目指して 自然と分化が調和した美しい地域空間の形成 豊かな自然環境・地域資源を活かした産業振興 どの世代も安心できる充実した生活環境の整備 地域の活性化を促進する先導的ネットワーク構築
6. 重点事業	任意協議会では、新市区域内の重点施策について共通認識をもち、その上で、法定協議会において調整し、決定する。

